



日本弁護士連合会
多重債務シンポジウム

「多重債務者の生活再建を実現する」



2006年12月、社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため改正貸金業法が成立しました。これを受けて、内閣に多重債務者対策本部が設置され、同本部は、そのもとに設置された有識者会議の意見とりまとめをふまえて、2007年4月20日、200万人を超えるるとされる多重債務者の救済・支援などの多重債務対策について「多重債務問題改善プログラム」を策定しました。しかし、多重債務者を救済するために不可欠なセーフティネット貸付制度や各自治体の相談窓口等のいわゆるセーフティネットの拡充は、未発達であり、迅速に制度の実現を行わなければなりません。



そこで、このシンポジウムにおいては、地方自治体の職員・相談員の方など多重債務者の救済に関わる方、あるいはそれに関心のある方を対象に、多重債務者の救済及び自治体の内外における連携の実践例についての現場からの報告を行うとともに、セーフティネット貸付の現状及び地方自治体で構築が求められるセーフティネット貸付についての紹介を行うものです。多くの方のご参加をお待ちしています。

内 容 (予 定)

- 1 開会の挨拶
- 2 基調報告
- 3 第一部 より多くの多重債務者の発見・救済のために
自治体の多重債務者発見のための広報及び
連携活動について
自治体における連携事例の報告
- 4 第二部 多重債務者のセーフティネットの確立のため
に
自治体におけるセーフティネット貸付の取
り組み(事例報告)
セーフティネット貸付構築のための提言
- 5 閉会の挨拶

日時 2009年(平成21年)

5月12日(火)

12:30~17:00 (開場 12:00)

場所 弁護士会館 2階講堂 クレオBC

テレビ中継も実施します!

弁護士会館及びテレビ中継を行う弁護士会の詳細につ
きましては下記の日弁連ホームページをご覧ください。

*** 参加無料・テレビ中継を実施する弁護士会の会場にお
越しになる際は、事前に会場となる各弁護士会ご連絡を
お願いします。**

主 催 日本弁護士連合会
お問い合わせ 日本弁護士連合会 人権部 人権第二課 TEL: 03-3580-9508 FAX: 03-3580-2896
東京都千代田区霞が関 1-1-3 <http://www.nichibenren.or.jp>

JFBA 日本弁護士連合会

弁護士会館クレオ 案内図

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

JR の場合

J R 山手線 有楽町駅より徒歩 1 5 分

地下鉄の場合

- 地下鉄丸の内線 霞ヶ関駅（B1-b 出口）から徒歩 1 分
- 地下鉄日比谷線 霞ヶ関駅（B1-b 出口）から徒歩 1 分 会館 B 1 に直結
- 地下鉄千代田線 霞ヶ関駅（B1-b 出口）から徒歩 1 分
- 地下鉄有楽町線 桜田門駅（5 番出口）から徒歩 8 分
- 地下鉄日比谷線 日比谷駅（A14、A10 出口）から徒歩 1 0 分
- 地下鉄千代田線 日比谷駅（A14、A10 出口）から徒歩 1 0 分
- 都営三田線 日比谷駅（A14、A10 出口）から徒歩 1 0 分

